

## 外国人留学生のアルバイトに係る所得の課税 ～外国人のための無料税務相談から～

国際特別委員会では、本会の事業計画の中で、外国人のための税務相談（通年）を重点施策事項の一つとしています。この事業は国際交流事業の一環として実施しており、相談は無料となっています。

今回は税務相談に寄せられた外国人留学生の相談内容、当方の回答、留学生を巡っての課否検討手順及び東北における外国人数の状況を紹介します。

### 【相談内容】

私はベトナムから大学の留学生として1年以上仙台で暮らしている。アルバイト（コンビニ）収入があるが、税金を引かれていたので、還付申告をしたい。

次のことについて教えてほしい。

- ①奨学金は収入になるのか。
- ②経費扱いになるものは何か。また経費扱いになるためにはどんな書類が必要か。

### 【当方の回答（要旨）】

- ①奨学金は非課税である。
- ②日本の居住者扱いなので、アルバイト収入は給与所得となり、一般的には収入が103万円、勤労学生であれば130万円まで税金はかかるない。よって、確定申告により税金が戻るのではないか。経費の証明は必要がなく、概算控除となっている。

### 【留学生を巡っての課否検討手順】

所得税法上、留学生であることによる免税規定はない。しかしながら、学生への給付金に対し国によっては租税条約上免税等が規定されている場合もあり、その点に留意し、次の手順により課否検討した。

- ①学生に該当するか。  
租税条約上の学生は、学校教育法第1条に規定する学校の学生と規定されている。

②租税条約締結国か。

ベトナムは租税条約締結国である。

③租税条約で免税要件に該当するか。

ベトナムとの租税条約では学生が得る日本国内の勤務報酬については、免税の規定はない（注）。

④国内法で居住者か。

租税条約で免税等の規定はないので、所得税法で判断し、1年以上住所を有するので居住者となる。

（注）中国及びタイなどの租税条約では日本で支給される学生給付金は免税となっている。相手国との租税条約については、「財務省ホームページ>税制>我が国の税制>国際課税>租税条約に関する資料>我が国の租税条約等の一覧」により条文が確認できる。

### 【東北における外国人数の状況】

2020年6月の出入国管理庁発表データでは東北6県での在留外国人は65,377人であり、全国の2.3%となっている。各県の東北での比率は青森9.7%、岩手12.4%、宮城35.4%、秋田6.7%、山形12.3%、福島23.6%となっている。

なお、ホームページで学生数を公表している東北大学では2021年5月時点の学生在籍者総数は17,665人であり、留学生は1,780人となっている。また、留学生の88.7%はアジア出身者となっている。

### 【まとめ】

コロナの感染及び世界の情勢が読めない状況が続いているが、政府では、地域社会が日本で働く外国人材を受け入れ、共生する取り組みを進めています。

東北税理士会としても外国人への支援は必要と考えており、国際特別委員会は今後も引き続きこのような活動を続けてまいります。

（国際特別委員会委員 木戸 哲哉）